省　令

○防衛省令第十三号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第四十四条第四項の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

防衛大臣　北澤　俊美

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部を改正する省令

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第二十一条の二第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

第十八条の二第三項中「企画室、研究部及び戦史部」を「企画部、政策研究部、理論研究部、地域研究部及び戦史研究センター」に改める。

第十九条を次のように改める。

（内部組織）

第十九条　防衛研究所に、次の五部及び戦史研究センターを置く。

企画部
政策研究部
理論研究部
地域研究部
教育部

第十九条の二を削る。

第二十条の二を削り、第二十条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第四号中「この条」の下に「及び第二十三条第四項」を加え、同条を第二十条の二とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（企画部の分課）

第二十条　企画部に、次の二課を置く。

総務課
企画調整課

第二十条の三から第二十条の五までを次のように改める。

（企画調整課）

第二十条の三　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　調査研究及び研修の総合的な企画及び調整に関すること。

二　調査研究の成果の管理等に関すること。

三　調査研究に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。

（政策研究部）

第二十条の四　政策研究部は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究のうち、我が国及び諸外国の防衛政策、防衛力の整備及び部隊の運用並びに国際的な安全保障課題に係るもの（理論研究部、地域研究部及び戦史研究センターの所掌に属するものを除く。）を行う。

（政策研究部の研究室）

第二十条の五　政策研究部に、次の三研究室を置く。

防衛政策研究室
軍事戦略研究室
グローバル安全保障研究室

第二十条の七を第二十条の十一とする。

第二十条の六中「において」を削り、「に関する」を「を行う」に改め、同条を第二十条の十とし、第二十条の五の次に次の四条を加える。

（理論研究部）

第二十条の六　理論研究部は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究のうち、政治、経済及び社会に関する制度に係るものを行う。

（理論研究部の研究室）

第二十条の七　理論研究部に、次の二研究室を置く。

政治・法制研究室
社会・経済研究室

（地域研究部）

第二十条の八　地域研究部は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究のうち、特定の地域における国際関係及び安全保障課題に係るものを行う。

（地域研究部の研究室）

第二十条の九　地域研究部に、次の三研究室を置く。

北東アジア研究室
アジア・アフリカ研究室
米欧ロシア研究室

第二十一条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条を第二十条の十二とし、同条の次に次の二条を加える。

（戦史研究センター）

第二十条の十三　戦史研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　戦史に関する調査研究を行うこと。

二　戦史の編さんを行うこと。

三　戦史史料の保存及び利用に関すること。

（戦史研究センターの研究室）

第二十条の十四　戦史研究センターに、次の三研究室を置く。

戦史研究室
安全保障政策史研究室
国際紛争史研究室

第二十一条の二第二項中「において」を削り、同条を第二十一条とする。

第二十二条の見出しを「（部長、課長、研究室長及びセンター長）」に改め、同条第一項中「企画室に企画室長を、」を削り、「研究室長を」の下に「、戦史研究センターにセンター長を」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「部長」の下に「（企画部長を除く。）、センター長」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　センター長は、所長の命を受け、センターの事務を掌理する。

第二十二条第五項中「総務課長は、所長の命を受け、教務」を削り、「課長は、」の下に「企画部長又は」を加え、同条第六項中「研究部長又は戦史部長」を「部長（企画部長及び教育部長を除く。）又はセンター長」に改める。

第二十二条の二及び第二十二条の三を削り、第二十二条の四を第二十二条の二とする。

第二十三条第二項中「研究部、戦史部、教育部又は図書館のいずれかに、助手は、企画室、研究部、戦史部、教育部又は図書館」を「理論研究部又は戦史研究センターのいずれかに、助手は、政策研究部、理論研究部、地域研究部又は戦史研究センター」に改め、同条第四項中「調査研究」の下に「、戦史の編さん」を加え、「研修を行う」を「研修員に対する教育に従事する」に改め、同条第五項中「企画官、研究調整官又は所員の職務を助ける」を「所員に準ずる職務に従事する」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

告　示

○金融庁
財務省告示第五号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦

「ステート　ストリート　オーストラリア　リミテッド」を「ステート　ストリート　オーストラリア　ニューサウスウェールズ州　シドニー市　ピット　ストリート　三百三十八―三百四十　ジストリート　四百二十　十四階」に改め、リヒテンシュタイニッシュ　ランデスバンク　アクチエンゲゼルシャフトの項の次に次のように加える。

エイチエスビーシー　セキュリティーズ（ルクセンブルグ）エスエー　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　アブランシュ　ブールヴァール　十六

チューリッヒ　カントナル　バンク　スイス連邦　チューリッヒ市　バーンホフストラッセ　九